

## ご利用ください 納税「納付相談窓口」

町では、納税を過ぎた未納税金をなくすために、毎年12月を「町税・国保税・完納強調月間」としています。

納期限を過ぎた未納の税金などのある方はこの機会に納税を済ませてください。また、臨宅徴収を実施しますので、ぜひ納税にご協力ください。

つい納税を忘れてたりしますと、累積して一度での納付が困難となります。このような時には、分割して納付する方法など、納税に関する相談窓口を常時開設していますので、お気軽にご利用ください。

## 休日納税相談 窓口の開設

日時 12月7日(日)

8時30分～17時

問 税務課管理徴収係

☎ 2156・2155

## 町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成15年度的一般会計予算は91億4,326万6千円です。そのうち、みなさんにご負担いただいております町税は43億334万6千円で、予算の47・07%を占めています。

この貴重な税を活用させていただき「都市と田園が調和した人間性豊かなまちづくり」を目指し、さらに、町民3万5千余の信託に応えるため、努力をいたしているところです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々ご都合もおありのことと思いますが、町税の納期限内納付に一層のご理解を心からお願い申し上げます。

伊奈町長 稲橋 正兵衛

## 医療費控除・住宅借入金等特別控除等の還付申告



上尾税務署では所得税の還付申告（医療費控除、住宅借入金等特別控除等）は1月から受け付けています。確定申告受付期間中（2月16日（月）～3月15日（月））は相談会場が大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。（土・日・祝日を除く）

国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます。↓<http://www.nta.go.jp>  
問 個人課税部門 ☎ 7701804

## 県税休日 納税相談窓口 の開設

県税事務所では、自動車税や不動産取得税など、県税の納税についての相談窓口を開設します。お気軽にご相談ください。

日時 12月20日（土）・21日（日）

9時～17時

問 場所 上尾県税事務所  
☎ 7727128

## 消費税が 変わります！

平成16年4月1日から総額表示が義務付けられます。

平成16年4月1日以後に開始する課税期間（個人事業者は平成17年分、事業年度が1年である法人は平成17年3月決算分）から事業者免税点の引下げ「3,000万円↓1,000万円」

簡易課税制度の適用上限の引下げ「2億円↓5,000万円」となります

事業者免税点や簡易課税制度の適用上限は、前々々分（個人事業者は平成15年分、事業年度が1年である法人は平成15年3月決算分）で判断します。

問 上尾税務署個人課税第一部門 ☎ 7701813  
4・法人課税第一部門 ☎ 7701813

年末年始の



## ごみ収集日

年末年始のごみの収集日にご注意ください。「ごみ収集カレンダー」で収集日、収集物をご確認のうえ、朝8時までにごみ集積所に整理して出してください。

また、安全で効率的なごみの回収を行うため、ごみ袋は、中身が確認できるよう、透明または、半透明のものをご使用ください。

年末は、粗大ごみの運搬依頼が大変混み合いますので、お早めにクリーンセンターへ予約してください。

なお、都合により年内収集できない場合もありますので、ご了承ください。

また、クリーンセンターへ個人で直接搬入するごみは、年末は12月30日(火)まで、年始は1月5日(月)からです。

ご協力をお願いいたします。

☎ 環境対策課 2424

クリーンセンター ☎ 728-5321

# 保育所の 入所申し込み(新規)を 受け付けます



平成16年4月からの入所希望者申請を受け付けます。

☎ 健康生活課 2143

受付期間 12月15日(月)～16日(火)  
予備日 12月20日(土)

**受付** 役場3階第3会議室 8時30分～17時(予備日は中央保育所内にて8時30分～12時)  
**申し込みに必要なもの**

入所申込書  
勤務・内職証明書等、日中に保育できないことを証明する書類

源泉徴収票または確定申告書の控え(平成15年分)印鑑

・の用紙は、健康生活課にあります。

の源泉徴収票は1月30日まで。確定申告書は3月15日まで。(提出期限厳守)

保育士によるお子様面接を行ないますので、必ずお子様同伴にてお越しください。

**入所できる子どもは…**

保護者が日中家庭外で労働することを常態としている  
保護者が日中家庭内で家事以外の労働をすることを常態としている

子どもの母親が妊娠中、または出産後間がない

保護者が病気やけがまたは心身に障害がある場合

保護者が病人や心身に障害がある者の親族を常時介護している場合

災害を受けた世帯で保育ができない場合

常態とは、1日4時間以上(昼休みを除く実労働時間)かつ週4日以上保育に欠けること

保護者が保育できなくても、家庭に保育できる人がいる場合は入所の対象になりません

また中途入所は、随時受け付けます。(毎月1日～15日受付)

**定員** 北保育所75名・中央保育所70名・南保育所60名  
なお、定員を超えた場合は、選考になります。

**保育時間** 平日8時30分～16時30分(時間外保育7時30分～8時30分・16時30分～18時30分)・土曜8時30分～12時30分(時間外保育7時30分～8時30分、12時30分～13時)

**保育年齢** 北・中央保育所6か月児から、南保育所は8か月児から、それぞれ小学校就学前まで

**保育料** お子さんの両親と家族の所得状況などや、入所の年齢によって決まります。

## し尿のくみ取り日にご注意ください

し尿のくみ取りは年末年始のお休みとなりますので、ご注意ください。

### 休業期間

12月27日(土)～

平成16年1月4日(日)

なお、通常時にも、土・日・祝日は行なっていませんので、ご了承ください。

☎ 環境対策課 2423